

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部クリーンセンター
委託業務名	北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設手選別作業及び不適物運搬業務
委託業務場所	大津市伊香立北在地町
概要	定期収集ごみのうち、プラスチック製容器包装の再資源化を図るための、北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設での手選別作業（異物の撤去等）及び除去した不適物の運搬作業
契約期間	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで
契約年月日	令和6年 3月29日
契約金額	29,040,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津一丁目4番31号 〔名称〕 大津市再生資源回収事業協同組合
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務の委託基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項に、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。</p> <p>大津市再生資源回収事業協同組合（以下、「組合」という。）は、長年にわたり当該手選別作業業務に従事しており、一般廃棄物の処理に豊富な経験を有し、ごみの分別基準も熟知している。また、当該業務成果に対しての容器包装リサイクル協会による品質検査においては毎年継続してAランクの評価を得ている実績もある。</p> <p>したがって、当組合は手選別によって破棄されるプラスチックを最小に抑え、再商品化率を最大限まで高められる市内唯一の業者であることから、随意契約する。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。